

6 博士（理学）学位申請論文に関する理学研究科の申し合わせ

博士（理学）の学位を申請する場合には、本学学位規則第5条（論文）に定める主論文は、次のいずれかとする。

1. 申請者の自著論文。
2. 申請者の自著または共著論文の中から、申請者自身が寄与した部分を取り出し、これを主体として、あらためて単一の主題のもとに作成した論文。

なお、この形式の論文を主論文として提出するときは、その素材となった自著または共著論文を、参考論文として提出するものとする。

※申請論文の主体となる原著論文が共著論文の場合における共著者の同意書提出

申請論文の主体となる原著論文が共著論文の場合、共著者よりのこれを学位申請論文の主体となる論文として使用することについて同意した旨の文書（またはメール出力）を、公聴会終了後速やかに学部事務3課へ提出する。